

まつ毛美容液 目の痛みや契約トラブルも

事例:

ネット通販で、まつ毛美容液を購入した。1回目はお試し価格で安かった。使い始めて10日ほど経つと目の周りが腫れてきたので皮膚科を受診したところ、アレルギーと診断された。2回目の商品が届いたので解約の連絡をすると、1回目のお試し価格と通常価格との差額約1万円を支払うよう言われた。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第355号より抜粋



トラブルにあわないためのアドバイス



- 「まつ毛美容液」を使用して、まぶたなど、肌に赤み、かゆみ、痛み、腫れなどの異常や、目に痛みや違和感があらわれたときには、すぐに使用を中止し、症状によっては皮膚科や眼科を受診しましょう。その際、商品を持参するとよいでしょう。
- ネット通販の場合、1回だけのつもりで購入したものの定期購入となっていて、トラブルが生じているケースも多くあります。購入の条件等詳細をよく確認することが大切です。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください(消費者ホットライン188)。

LINEで情報発信!

アカウント名:岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

| | |
|-------------|----------------|
| 岡山市消費生活センター | |
| 電話 | (086) 803-1109 |
| 相談日 | 月曜～金曜 |
| 時間 | 9時～16時 |

または

| | |
|-------------|----------------|
| 岡山県消費生活センター | |
| 電話 | (086) 226-0999 |
| 相談日 | 火曜～日曜 |
| 時間 | 9時～16時30分 |